

PEG 株を利用して生産されたカルボキシペプチダーゼに係る食品健康影響評価について

1. 経緯

「PEG 株を利用して生産されたカルボキシペプチダーゼ」については、平成 27 年 11 月 17 日付けで遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請を受理したことから、食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号)第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼添加物の概要

本申請品目は、カルボキシペプチダーゼの生産性を向上させるため、*Aspergillus niger* ISO-502 株を宿主とし、宿主と同菌種の *A. niger* N400 株由来の *pepG* (カルボキシダーゼ) 遺伝子を導入して得られた PEG 株を利用して生産されたカルボキシペプチダーゼである。

PEG 株構築の過程で選択マーカーとして利用するために、*Aspergillus nidulans* 由来のアセトアミダーゼ遺伝子を導入したが、本選択マーカーは相同組換えにより最終的に除去されている。また、PEG 株構築の過程でアンピシリン耐性遺伝子が含まれたベクターを使用しているが、本ベクターは宿主に遺伝子を導入するための発現ユニットの構築の際に、*Escherichia coli* 中でのみ使用されたため、最終生産菌には含まれず、抗生物質耐性マーカーも挿入されていない。

3. 利用目的及び利用方法

本申請品目は、従来のカルボキシペプチダーゼと比較して、利用目的や利用方法に関して相違はない。